



CPTPP
日EU・EPA

海外で
チャンスをつかむ

Comprehensive and Progressive Agreement
for Trans-Pacific Partnership

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定



Japan-EU Economic Partnership Agreement

日EU経済連携協定

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

監修



経済産業省

日EU・EPA/CPTPP(通称:TPP11)とは?

日EU・EPAは日本と欧州連合(EU)との間で、CPTPP(通称:TPP11)は日本を含む環太平洋諸国11か国間で、それぞれ貿易や投資等を促進するために締結した「経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)」です。

日本ではこれまで、14の二国間EPA(シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル)およびASEAN全体とのEPAが発効しています(2018年9月時点)。また、TPP12が2016年2月に署名されました。加えて、TPP11は2018年12月30日、日EU・EPAは2019年2月1日に発効しています。

日EU・EPA/CPTPP(通称:TPP11)のメリットは?

発効すれば輸出入の際に、通常よりも低い関税率の適用を受けることができます。

通常、貿易を行う場合、輸入時に各国が定める関税を支払う必要があります。

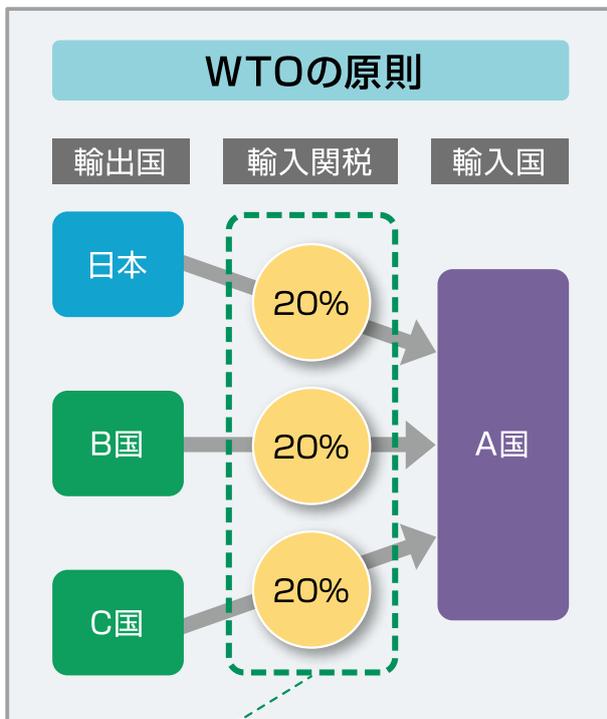
関税率は、世界貿易機関(WTO)の原則に基づき、原則として全てのWTO加盟国に対して共通の税率が適用されます(一般に「最恵国(MFN: Most Favored Nation)税率」と呼ばれています)。

これに対し、EPAが発効している国との間では、所定の手続きを踏むことにより、他国よりも低い税率(特惠税率)で輸出入を行うことができます。

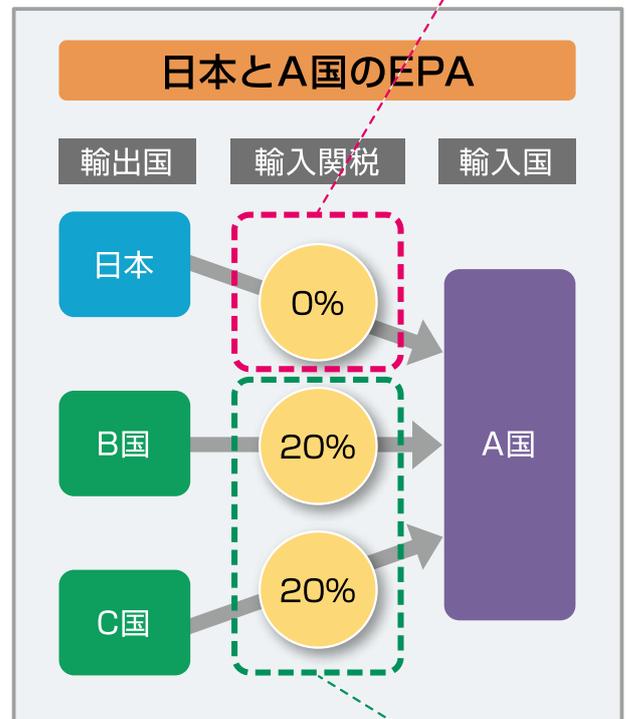
関税削減以外にも、次ページ以降でそれぞれの協定について紹介するように、様々なメリットが期待できます。

また中小企業による協定利用を支援する規定も盛り込まれました。

EPAを締結した日本からの輸出に対してA国での関税が撤廃される。



どの国から輸出してもA国では同じ関税率。(最恵国待遇: MFN税率)



B国、C国からの輸出に対しては、これまで同様、MFN税率が適用。

日EU・EPA/CPTPP(通称:TPP11)で 特惠待遇関税の恩恵を受けるには※？



※日EU・EPA および TPP11それぞれの発効以降になります。

1

日EU・EPA/TPP11の
対象国が確認します。



貿易相手国が、協定の対象国かどうか
確認してください。
日EU・EPAはEU加盟国、TPP11は
10カ国が対象です。
(詳細は次ページを参照)

2

輸出する製品の関税番号
(HSコード)を特定します。



HSコードは輸出入の際に産品を分類する
番号です。
この番号から該当する関税率と原産地
規則を調べることができます。対象となる
HSコードの詳細は、輸入国の分類に基づ
きます。

3

関税率を調べます。



HSコードに基づき、関税率を調べます。
通常適用されるMFN税率と、それぞれの
協定に基づく特惠税率を比較して、利用
を検討ください。

4

原産地規則を満たして
いるか確認します。



日EU・EPAまたはTPP11に基づく特惠
税率の適用を受けるためには、協定ごと
に品目別に定められた原産地規則を満
たす必要があります。

5

原産地の証明に必要な
書類を準備します。



日EU・EPAおよびTPP11では、輸出者、
生産者または輸入者が、産品が原産地
規則を満たすことを第三者機関を介さ
ず直接証明する自己申告(自己証明)制
度を採用しています。

日EU・EPA/TPP11を利用できます。

詳細は、本パンフレット記載のお問い合わせ先やジェット口のウェブサイト・貿易投資相談をご活用ください。

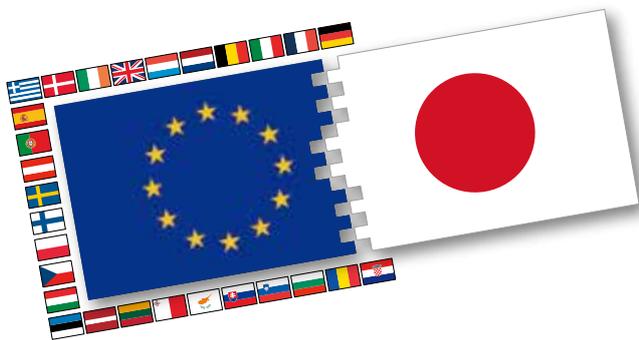
日EU・EPAを 海外展開のチャンスに!!

EU加盟国への輸出において、ほぼすべての関税が撤廃されます。※

●EU加盟国（28カ国）

ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、英国、アイルランド、デンマーク、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランド、ポーランド、チェコ、ハンガリー、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、キプロス、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア

※原産地規則を満たす必要があります。



工業製品では双方の関税が
100%撤廃されます。

現在、EU向け輸出で関税のかからない品目は工業製品の38.5%に留まりますが、協定発効時点で81.7%まで上昇、発効から13年後には100%になります。
例えば、自動車部品や一般機械の多く、また繊維製品や陶磁器等についても協定発効と同時に関税が撤廃されます。

EU向け農林水産品輸出では、
ほぼすべての関税が撤廃されます。

協定発効時点で95%、最終的には98%の品目の関税が撤廃されます。



EPA特惠税率の適用には原産地規則を満たすことが必要です。

●原産地証明手続きのコストが削減されます。

原産地証明書の取得手続きが不要となる自己申告制度が採用されました。これにより、第三者証明制度が採用されたFTA/EPAに比べて原産地証明手続きのコストや所要時間が削減されます。

※自己申告制度：輸出者、生産者又は輸入者自ら、産品がEPA上の原産品である旨を明記した書面を作成し、輸入者が輸入国の税関にその書面を提出することにより、EPA税率の適用申請を行う制度。

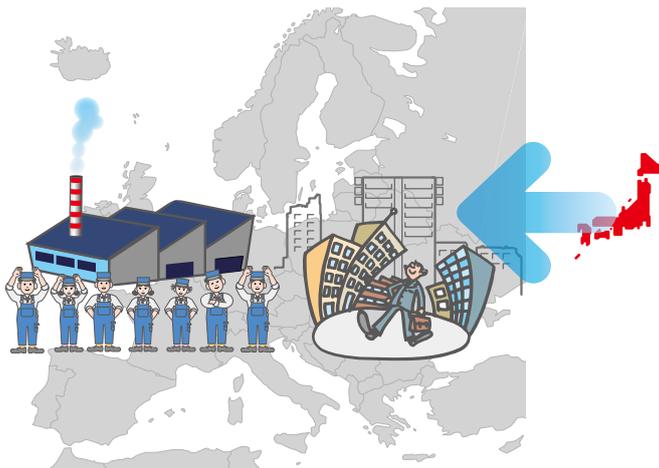
●日本からEU向けにネクタイを輸出する場合





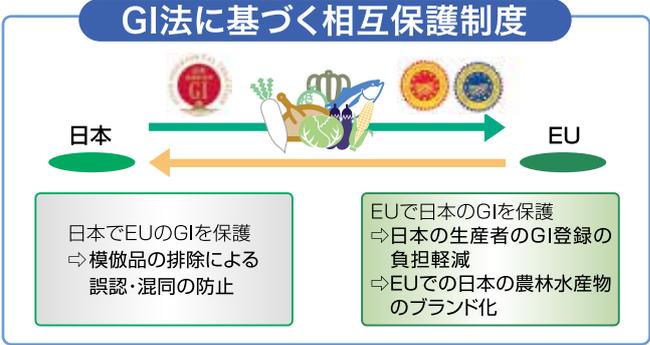
EUへのサービス業進出・投資の 予見性が高まります。

原則すべてのサービス・投資を自由化の対象とし、規制を維持する措置や分野が協定で列挙されるため、規制の現状が明確となり、透明性が向上します。幅広い分野の日本企業が、安心してビジネスができます。



地理的表示 (GI) により、日本の56品目※が EU市場でも保護されます。

※協定発効後、産品追加が可能。



- EUで保護される日本のGI (例)
- (ワイン) 山梨(山梨県)
 - (肉類) 神戸ビーフ(兵庫県)
 - (果実加工品) 市田柿(長野県)

単式蒸留焼酎の容器容量規制が緩和されます。



これまで、700mlや1,750ml等のEUが定める容量以外の容器では、輸出できませんでしたが、協定発効後は、焼酎の四合瓶(720ml)や一升瓶(1,800ml)のままでの輸出が可能となります。



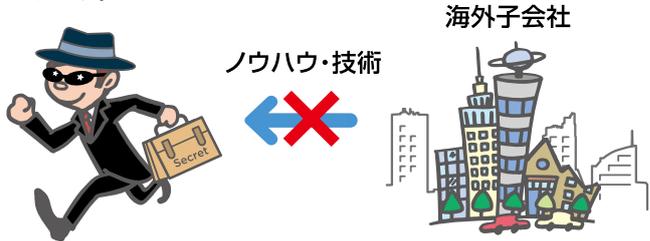
企業内転勤等の滞在ルールが 明確化されます。

企業内転勤者の入国及び一時的な滞在、または滞在期間の延長許可申請について、90日以内に決定を通知するメカニズムが導入され、加盟国によっては、手続きの所要期間が大幅に短縮されます。また、企業内転勤者の家族の帯同、加盟国内の転勤についてのルールが明確になります。



ノウハウ等の営業上の秘密が 保護されます。

EUにおいても、不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用するか、若しくは第三者に開示する行為等に対し、日本と同様の高いレベルの保護が確保されます。例えば、秘密として管理している技術・ノウハウが不正に使用され、損害が生じた場合、裁判において損害に対する救済を請求することができます。



CPTPP(通称:TPP11)が 切り開く新たなビジネスチャンス!!

締約国との間でほぼ全ての関税が撤廃されます。
また、カナダとニュージーランドとは初のEPAです。

カナダとニュージーランドとの間ではこれまでEPAが締結されておらず、TPP11を契機に輸出・進出拡大が見込まれます。他の8カ国でも、既存EPAでは除外されていた品目がTPP11では関税撤廃の対象とされたり、二国間EPAよりも早期に関税が減免される品目が見られるなど、一層の活用が期待されます。

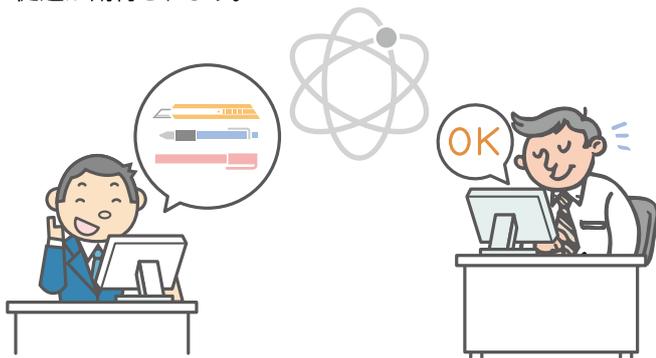


工業製品の関税が ほぼ全て撤廃されます。

日本以外の10カ国では、86.6%の工業品関税が協定発効と同時に撤廃。最終的には、99.9%の関税が撤廃されます。例えば、自動車部品では、幅広く関税が即時撤廃されます。中でも日本とEPA未締結のカナダでは、即時撤廃品目が実に約9割。TPP11の発効と同時に、日本の自動車部品の価格競争力が大きく向上します。エアコンや洗濯機などの一般機械の多くについても、関税が即時撤廃されます。

インターネットを活用した ビジネスが促進されます。

TPP11では、越境データ移転の自由、データサーバーなどの国内設置要求の禁止、ソフトウェアの設計図ともいえるソースコードの開示要求の禁止などの先進的なルールが規定されています。これらルールによって、インターネットを活用したビジネスの促進が期待されます。

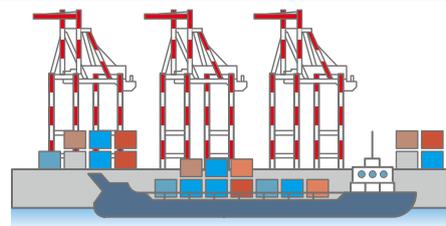


農林水産物・食品も、 多くの品目で関税撤廃。

農林水産物・食品でも多くの品目で関税撤廃が進みます。例えばベトナムではコメの一般関税率が40%ですが、TPP11では即時に無税となります。お茶についても、TPP11では発効4年目に無税化されます。



貨物のスムーズな通関が 可能になります。



到着している急送貨物は必要な税関書類の提出後6時間以内に貨物の引き取りが可能となります。このほか、通常貨物の48時間以内の引き取り許可や輸出入手続きの電子化を目指すなど、税関手続きが一層円滑に進むこととなります。あわせて、原産地規則や関税分類等について輸出先税関に直接問い合わせできる事前教示制度の導入や、必要情報のインターネットでの公開なども義務づけられ、手続きの透明性が向上します。

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTPP、通称TPP11)は、モノの関税だけでなく幅広い分野に及ぶ21世紀型のルール構築に向けた経済連携協定(EPA)です。2018年3月に署名に至り、日本は7月6日に国内手続きの完了を寄託国に通報しています。



11カ国共通の柔軟な原産地規則で、多様な生産ネットワークに対応。

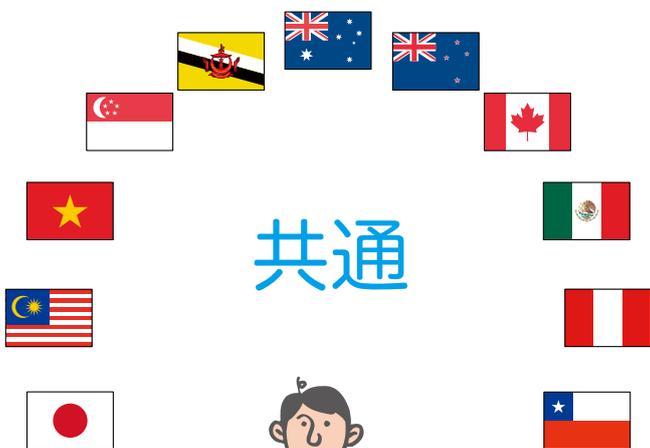
TPP11では、11カ国共通の原産地規則が採用されています。また、複数のTPP締約国にわたる付加価値や加工工程の足し上げを可能にする完全累積制度など、ルール適用の柔軟度を高める仕組みも盛り込まれました。さらに、指定発給期間が発給する原産地証明書の取得手続きが不要となる自己申告制度が採用されました。

これらのルールにより、TPP11の特恵税率の適用を受けやすくなるとともに、原産地証明手続きにかかるコストや所要時間が削減され、日本企業の最適な生産配分・立地の実現につながります。



●TPP11参加国 (11カ国)

日本、マレーシア、ベトナム、シンガポール、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ



模倣品・海賊版対策などが強化されます。

商標権や著作権を侵害する疑いのある物品が、各国税関の職権で差し止められるようになります。また商標を侵害しているラベルやパッケージの使用に対して、刑事罰が義務化されました。



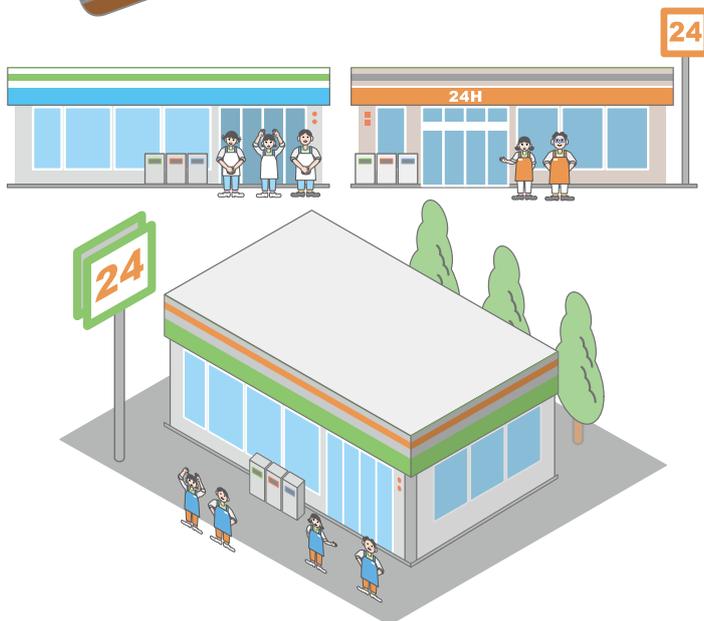
さらに営業秘密の不正取得に対する刑事罰の導入も規定され、海外展開に伴う機密漏洩の懸念が軽減されます。

サービス業や投資の規制が緩和され、日系コンビニ等を通じた輸出も期待されます。

サービスや投資に関しては原則自由とされ、例外的に規制される分野のみが協定上で列挙されます。

例えば、ベトナムではこれまでコンビニやスーパーなどの外資小売流通業の進出に際して、2店舗目からの出店には政府の審査が必要でした。しかしそのための基準が不明確で日系企業の進出にとってのハードルとなっていました。TPP発効5年後の廃止が定められました。

コンビニ等の小売店が進出すると、それに伴い、日本の商品の輸出増加も見込まれます。



現地輸入まで手掛ける地域商社、食文化を発信

- 海外展開形態：北海道産食材輸出・輸入・現地販売の一貫運営、市場開拓・普及・促進
- 輸出先国：ベトナム
- 海外拠点：ベトナム

クール北海道株式会社

(北海道札幌市)

(企業プロフィール)

2014年11月、道内民間企業8社の協調出資を得て設立。北海道とアセアン諸国との交流による絆の深化と両地域の経済活性化を目指し、道内産品の輸出と海外市場普及を図る地域商社である。

輸出にとどまらず、北海道食文化の発信も。

同社は単なる商材輸出にとどまらず、北海道食材の現地普及も積極的に進めている。商談会やセミナーのような取引機会提供イベントにとどまらず、ジャパンフェスティバルにあわせた出店、料理教室の開催、レシピサイトとの提携、などにも取り組む。こうした活動を円滑化を支えているのが、100%出資で設立した現地子会社。北海道の食文化を発信するとともに、道産食品を活用する飲食店・小売店への集客を後押ししている。



北海道ならではの様々な商品を取り扱う

輸入子会社を設立し、物流効率を格段に向上。

上記に加え、日系レストラン事業者との合併で、輸入実務を担う会社を設立。道産食品の対ベトナム輸出、輸入、現地卸売りを一貫して担えるようになった。あわせて、輸出入にあたっての海上定温コンテナを仕立てる上で、自社混載アレンジの途を開く結果につながった。この帰結として、えてして農林水産物・食品の輸出につきまとう過大な物流負担の回避につながったのである。



調達から輸入・卸売りまで一貫した物流体制

現行EPAを上回るTPP11の関税優遇に期待。

ベトナムに向けた輸出では、日本・アセアン、日本・ベトナムの既存EPAを活用し、ものによっては50%を超える高関税負担を4割～7割ほど抑えてきた。TPP11では、発効後即時または短年のうちに関税が軒並み無税化していくことが規定されている。この優遇税率を活用し、ますます輸出に弾みをつけたい考えだ。今後は、ベトナムのみならず、アセアンを中心としてより広くアジアに商機を拡大していきたい。



現地子会社を通じ、積極的に拡販取り組み

山形発「日本酒を世界のサケに」

- 海外展開形態：日本酒の輸出
- 輸出先国：英国、フランス、スペイン、イタリア、米国、カナダ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランドなど30カ国以上

出羽桜酒造株式会社

(山形県天童市)

〔企業プロフィール〕

1892年創業。1980年吟醸酒ブームの火付け役。代表銘柄は「出羽桜」。地酒メーカーとしていち早く1997年に欧州向け輸出を開始。以後輸出先を順次拡大、現在の輸出先は世界30カ国以上。

IWC*で2回の「チャンピオン・サケ」受賞歴という快挙も。

※ロンドンで開催される世界最高峰のワイン品評会「インターナショナル・ワイン・チャレンジ」

欧州は今後の競争を 生き残る上で重要な市場。

EU市場は地理的にも遠く、米国やアジアのような日本酒消費市場のベースがないため、特にハードルが高い。他方で、比較的アクセスが容易な米国やアジア市場のみでは、いずれ競争の波に飲まれてしまうという危機感もあり、今後の成長のためにはEU市場が重要。

EUでは現在、英国が最大の輸出先だが、フランスやイタリア等、今後強化が必要なEU市場への展開には、キーパーソンとのネットワーク構築が課題となっている。



IWC2016授賞式での仲野社長(中央)

日本酒も産地としてのブランドイメージを —2016年12月、「山形」が日本酒のGIに指定。

山形県には53の蔵があり、その7割が輸出している。同県酒造組合が「産地としてブランドイメージを持ってもらいたい」との思いから一体となって取り組んだ結果、「山形」が2016年12月に日本酒の呼称としてGIに指定。GI山形は、外部の専門家も交えた審査会で一定の基準を満たしていると認められた日本酒のみに表示が可能で、その品質を保証するものだ。



日EU・EPAで認められたGIを武器に、山形全体で ブランド向上と欧州への輸出拡大をめざす。

日EU・EPAで保護されるGIの品目としても2017年12月に「YAMAGATA」が指定。GIを取得しただけで海外でのブランドが確立するわけではないが、日EU・EPAをきっかけとして、EUでもワインの「ボルドー」や「ブルゴーニュ」と同じ水準の地域ブランドと認められたGIを武器にEU市場を攻めることの意味は大きい。今後EU市場への売り込みを行う際に、同じくGI認定の「米沢牛」や「東根さくらんぼ」と一緒に山形全体をアピールしていきたい。

日本酒のGIそのものの価値を高めるためにも、日本各地が今後、GIを取得することに強く期待している。



ビネスポ・ボルドー日本酒・焼酎ブース

製品の効果を現地で実証、顧客の信頼性確保へ

- 海外展開形態：リカバリーウェア(休養時専用ウェア)の販路
- 輸出先国：原糸をドイツに輸出、現地で製品化し欧州で販売
- 海外拠点：ドイツ

株式会社ベネクス

(神奈川県厚木市)

(企業プロフィール)

2005年設立。従業員45名。「世界のリカバリー市場を創造し、そこに関わる人を元気にする」をモットーに、休養時の疲労回復を促進する休養用ウェアである「リカバリーウェア」を主力製品とする。スポーツ用品の中心地で世界に発信力のある見本市を有するドイツを最初の進出先とした。日本の糸を原料とし、欧州でウェアを製造している。

高コスト欧州で徹底的に効率化した進出戦略。

スポーツ関連用品の中心であるドイツで実績を作ることにより世界で通じるブランド形成を狙い、ドイツを最初の市場と定めた。売り込みにあたっては見本市出展を足掛かりとした。一方欧州の見本市出展は効果的である一方コストもかかる。同社は、ミュンヘンで開催されるスポーツ用品の世界最大級の見本市「ISPO」に照準を定める一方、まずは、出展はせず、サイドイベントで優れたスポーツ用品に授与される「ISPO アワード」に参加し金賞を受賞。注目される素材を作ったうえで翌年「ISPO」に出展し、効率的な商談を進めた。



ISPO アワードで金賞受賞

現地の著名人と研究者と連携 早期の知名度と信頼性獲得に成功。

保守的で既存の欧州企業の製品をよとする欧州市場で成功するためには、知名度と説得力のある信頼性が必要。知名度の早期獲得のために有名なサッカー選手やオリンピックアスリートにリカバリーウェアを提供。気に入ったスポーツ選手が同僚やチームに勧めるという形で、「有名人が使用する」製品としての知名度を獲得。また効用については、ドイツのルール大学ポーフォームなどの欧州の研究者と連携し、現地で実証した結果をアピール。信頼性をより堅固なものとした。



オリンピックアスリート(水泳)のマルコ・コッホ選手も愛用

サプライチェーンの中で日欧が それぞれの機能を補完。EPAでより強固なものに。

同社の製品には「PHT」と呼ばれるプラチナなどの鉱物を繊維に練り込んで作られる新機能素材が使われている。特に、繊維化する際、「PHT」を均一に溶かし込み、かつ細い繊維(原糸)を生成する技術は同社が日本で生み出したまさに「Made in Japan」の技術だ。現在、欧州人に適したデザインやサイズのウェアを作るため、日本で作られたPHT含有原糸(V-TEX)を欧州に輸出し、欧州の委託工場に編立・染色・縫製・生産をしている。技術を日本で磨き、市場に適した開発を現地で行うという方法で、日欧が補完し合っている。原糸の輸入には関税(4%)がかけられており、日EU・EPAを活用すれば効果が大きい。



ベネクスのリカバリーウェア

信頼される性能と安全性で世界へ

- 海外展開形態：暖房器具やストーブ、エアコンの輸出
- 輸出先国：欧米諸国、トルコ、インド、チリ、韓国、中国、台湾などに暖房機器を販売

株式会社トヨトミ

(愛知県名古屋市)

(企業プロフィール)

1949年設立。石油燃焼機器、家庭電気機器を生産・販売している。製品の安全性に加え、省エネルギー性は世界にも認められており、1986年には日本製品で初めて全米製品安全賞も受賞した。海外進出に先立ち、品質保証に関する国際規格をいち早く取得したほか、現在は日本も含め7か国・地域、9種類の安全基準にも適合している。

国際規格取得で堅実に海外進出。

製品の多くは日本国内で製造している。しかし、日本国内だけでなく、世界の市場ニーズに対応できるように、国内工場において1992年、1998年に「ISO9002」を、2003年には「ISO9001」を取得した。各種製品は、米国や欧州、中国、チリなど、各国の安全基準に適合。国際規格や各国の規格によって裏打ちされた信頼性が、製品の輸出を支えている。



主力製品の石油ファンヒーター

FTA/EPAも活用し暖房機器を輸出。

これまで、日チリEPAや日インドEPAを活用し、輸出を進めてきた。チリでは大気汚染が深刻な問題になっており、チリ環境省が“Nuevo Aire” (A New Air) などのキャンペーンを開催して、よりエネルギー効率の良い暖房機器の使用を推奨するようになった。キャンペーンが追い風となり、価格と性能に加え、環境への配慮という点からもチリにおける製品のPRを進めている。さらに、チリはTPP11の加盟国であるため、よりコストを削減できるのであれば、TPP11も積極的に活用する考えだ。



チリの“A New Air”キャンペーンに参加

日EU・EPAにより更なる輸出拡大に期待。

現在、欧州向けに石油暖房機器を輸出している。欧州では、既にEUとのFTAを締結している国で生産された製品との価格競争にさらされている。そのため、日EU・EPAが発効すれば、関税削減効果によって、製品を消費者にとってより手頃な価格で販売できるようになり、欧州における輸出拡大の後押しになるのではないかと期待している。



欧州向けに販売をしている石油ストーブ

世界有数の産業機械の市場開拓をEPAで後押し

- 海外展開形態：産業機械の輸出、関連サービス支援
- 輸出先国：東アジア、東南アジアを含め世界各地

島津産機システムズ株式会社

(滋賀県大津市)

(企業プロフィール)

真空熱処理炉、ガラス繊維巻取機、液送機器、試験検査機器、真空関連機器、動釣合試験機器、制御機器、液送・油圧機器、など、様々な産業機械を製造する。当該分野で世界有数の専門機器メーカーとして、全世界へ輸出。

産業機械でグローバルなものづくりを支援。

同社は、コア技術の開発・融合と熟練の技を駆使し、ものづくりを支援する産業機械を製造する。世界各地域に広がるお客様の声に対応し、より優れた製品とサービスネットワークの提供を進めている。

同社の扱う商品の中でも液送機器やガラス繊維巻取機などは輸出の比率が高く、その範囲は世界全域に及ぶ。とりわけアジア地域では、プラントメーカーのグローバル展開に対応するとともに、近隣に立地する優位性も生かして市場開拓を進めてきた。



滋賀県大津市：本社

EPA特恵による関税減免で営業支援。

海外市場開拓にあたっては、他国企業などとの価格競争に晒されることがある。同社が扱う産業機械は必然的に単価が大きく関税も多額に及ぶことがあるが、これを減らすことができればお客様にとっての負担を抑えられる一方、ブランド価値を落とすこともない。EPA特恵の活用は、そのため効果的な手段である。受注生産が多い同社にとって申請に伴う準備には労力がかかるが、必要不可欠な取り組みと捉えている。

EPAの利用は、海外のお客様の方から要請が寄せられることも多い。例えば、東南アジアとの取引では、しばしばその利用が契約条件として求められる。



同社製品（ギヤポンプ）

競合国に負けないEPA拡充に期待。

同社は、当該機械のメーカーとして世界有数の存在であり、ネームバリューも擁している。他方で、主力商品の競合は欧州企業も多く存在し、EUがEPA網を広げていくにつれ苦しい営業を余儀なくされてきた。

一方で、日本のEPAネットワークも拡充が進む。TPP 11を含めて積極的に活用し、さらなる海外市場開拓に取り組んでいきたい考えだ。



納入後のアフターサービスも充実

高品質の日本製だが、 高くないブランドをASEANで確立したい

- 海外展開形態：高品質洋菓子の製造、販売
- 輸出先国：ベトナムなど

株式会社サンラヴィアン

(岡山県浅口郡)

(企業プロフィール)

1963年、設立。1981年より洋菓子の製造開始。1997年にフルーツケーキでモンドセレクション金賞、ベルギーワッフルで銀賞を受賞。2004年には最高金賞を3商品で同時受賞。「高品質の日本製(Made by Japan)だけど高くない」というブランドをASEANで確立したい、との思いで海外展開に取り組む。

何度も足を運ぶことでニーズを把握。

最初の海外進出では思ったような成果を上げられなかったが、その後、とにかく各国に視察に行き、現場でのニーズ把握を心掛けた。その結果、ベトナムには、「安全・安心・おいしい」お菓子に対するニーズがあること、日系大手スーパーの進出により日本製品ニーズが増えていること、観光客向けのお土産が少ないことなどがわかり、ベトナムに進出することを決めた。視察中には6カ国語を操り海外ビジネスにも精通した人材を採用できた。今後は、現地進出した日系企業と連携しながら、原料調達、販売面の充実化を目指している。



同社の抹茶ケーキ

菓子類貿易の特徴。

菓子類の貿易では、頻繁に取引する商品が変わる。輸出では、どの商品がどの国で売れ筋にあたるかを見極める必要があるが、これが難しい。一度は輸出に成功しても、リピーターにはならない商品もある。例えヒット商品がでて、「別のフレーバーも輸出してくれないか」とリクエストがあり、異なる商品を輸出することもある。また、季節ごとに投入する商品も変わる。調達の面からも、菓子の材料となるザラメやパイ生地などは、その時の状況に応じて、調達先を変更することが多い。



代表取締役副社長 占部 龍弘 氏

複数国が参加するTPP11。

この点、TPP11には、広範囲に渡って複数の国が参加している。従って当社製品では、二国間FTAよりもTPP11などの多国間FTAの方が利用に適している。また、TPP11発効をキッカケに、ASEANなどへの日系企業の進出が加速すれば、日本製品のさらなるニーズ増加が期待できる。TPP11発効が、当社商品の輸出拡大に繋がることを期待している。

香川発「日本の麺文化を世界に発信」

- 海外展開形態：製麺機、麺学校、麺ビジネス開業支援
- 輸出先国：米国、カナダ、インドネシア、フィリピン、シンガポール、マレーシア、タイ、香港、中国、韓国、台湾、オーストラリア、ロシア、ブラジル、スペイン、フランス、オランダ 等

株式会社大和製作所

(香川県綾歌郡)

(企業プロフィール)

1975年創業。店内用小型製麺機で業界トップシェアを誇る。うどん、ラーメン、そば、パスタの製麺機の販売と並行して、麺づくり教室や経営セミナーを行う。代表製品は、うどん製麺機の「真打」。

日系企業の海外進出を契機に海外販路拡大。

同社の製麺機はUL,NSF,CE規格を取得しており、進出日系企業を中心に、現地ローカルの店舗にも納入実績がある。「丸亀製麺」など大手チェーンの海外進出の拡大とともに輸出が拡大し、製麺機の年間販売台数の約半数が海外輸出となっている。近年では北米及び東南アジアが海外販路の大半を占める。

海外では自社のみで小さな展示会などを開催し、さらなる販路拡大に努めている。県内の自社工場で製造した機械であり、従業員数も限られることから、メンテナンス体制での課題もあるが、今後も海外比率を伸ばしていく予定だ。



製麺(ラーメン)教室の様子

製麺方法や経営に関するスクールを通じたサポートとニーズの創出。

製麺機の販売のみでなく、国内8箇所ならびに韓国にあるキッチンスタジオ(名称「ドリームスタジオ」)にて、うどん店・ラーメン店等の経営者あるいは開業予定者向けに、製麺方法や経営について講義を行なう「大和麺学校」も運営している。また、シンガポールには現地法人を設置しスクールを開催しているほか、ロサンゼルスにおいても現地パートナー企業と麺業界を対象とした経営セミナーを開催し、既存店のサポートに加え、海外でのニーズを創出している。



大和製作所で開催された麺づくり教室の様子

日EU・EPA TPP11をきっかけに日本の麺文化の世界発信を加速。

欧州向け製麺機輸出については、関税率1.7%と、1台当たりの単価が高額なため日EU・EPAによって、ロンドンをはじめラーメン店が多く進出する欧州市場への販路拡大のきっかけになりうる。TPP11加盟国についてもEPA未締結国での活用を考えている。

ラーメン、うどんなど日本の麺の人気の世界で高まっている。製麺機の販売ももちろんではあるが、ノウハウを学んだ日本や海外の受講生の店が繁盛店になれるようサポートしていきたい。それが日本の麺文化を世界に広く発信することにつながる。



大和製作所の藤井薫社長

大分の麦焼酎を世界へ

- 海外展開形態：焼酎の輸出
- 輸出先国：英国、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、オーストリア、スペイン、中国、米国、タイ、メキシコ、香港、シンガポール、台湾、韓国、オーストラリア、ブラジル、アルゼンチン、ロシアなど30カ国以上

三和酒類株式会社

(大分県宇佐市)

(企業プロフィール)

1958年設立。下町のナポレオンで慣れ親しまれた「いいちこ」をはじめ、ワインや日本酒など幅広く手掛ける総合醸造企業。1984年から「いいちこ」の輸出に着手し、海外での新たな現地顧客開拓を進める。

海外の食文化や容量規制の壁。

1984年から主力商品である「いいちこ」の商社経由での輸出を開始。輸出先は、日本企業が海外進出した地域。日本企業の海外進出に応じて、駐在員をターゲットに輸出を伸ばしてきた。駐在員等の日本人需要が頭打ちする中、次の狙いは日本人以外の消費拡大だ。EUでの関税率は0%だが、非関税障壁である蒸留酒の容量規制により、EU向けには700mlの専用ボトルを製造し、輸出してきた。この容量規制により、思うように輸出する焼酎のラインナップを増やせていなかった。また、食事中に蒸留酒(スピリッツ)を飲む習慣のない欧州での焼酎の売り込みが課題となっている。



EUへは「いいちこ」を700mlの専用ボトルで輸出

有数のスピリッツ品評会での最高賞獲得 確かな品質を武器に。

世界では様々な蒸留酒(スピリッツ)が飲まれている。そのような中で日本の焼酎を広め、その価値を対外的にアピールするため、三和酒類では英国、米国の権威あるスピリッツ品評会に参加している。ここ数年でも、ロンドンやサンフランシスコの品評会で最高賞を受賞しており、当社の商品の品質は、海外でも認められている。この評価を活かして、各都市の影響のあるバーテンダーにアピールし、焼酎「いいちこ」の裾野を広げる狙いがある。



英国の「インターナショナル・ワイン・スピリッツ・コンペティション」で、2016年に最高賞「トロフィー」を受賞した「いいちこスペシャル」

日EU・EPA発効を追い風に、 海外で輸出拡大をめざす。

日EU・EPAが発効すれば、容量規制が撤廃される。容量規制撤廃により、輸出専用ボトルの製造コストを減らすことができるほか、既存のすべての商品をEU市場に投入することが可能となるため、チャンスが広がる。また、訪日観光客が増加しており、日本食と一緒に焼酎の味を体験した外国人観光客を通して、焼酎の良さも徐々に外国人に理解されていくと期待している。

日本食文化と併せて焼酎を海外に発信することができる今だからこそ、日EU・EPA発効を追い風に、欧州へのさらなる輸出拡大を目指す。



海外輸出に取り組む都甲海外営業部副部長

おすすめの ジェットロ・サービス

ジェットロ・ウェブサイト

日EU・EPA、TPP11に関する、基礎情報、最新ニュース、イベント情報、調査レポートなどを掲載しています。



◎日EU経済連携協定(EPA)について

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa.html>



◎TPPについて

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp.html>



JETRO
海外ビジネス情報

◎調査レポートについて

<https://www.jetro.go.jp/biz/>



貿易投資相談

輸出入や海外進出の実務のご相談に対して、経験豊かなアドバイザーが回答します。

- ・無料のサービスです。
- ・面談(約1時間)も可能です。
- ・海外在住のお客様は最寄りの海外事務所までお問い合わせください。



◎ご相談のお申し込みから回答までの流れ

① ご相談のお申し込み

お客様情報とご相談内容の登録



オンラインの場合
24時間受付



お電話の場合
9~12時、13~17時
土日・祝祭日・
年末年始を除く

以下の情報をご登録いただけます。お電話の場合はオペレーターからお伺いします。

お客様情報

- 1.お名前
- 2.企業名
- 3.お電話番号(※1)
- 4.所在地(都道府県)
- 5.E-mailアドレス(※2)

相談内容

- 1.対象地域・国(※3)
- 2.質問内容

●注意事項

〈※1~3〉を確認する

なお、サービス品質向上のため、オペレーターとの通話を録音させていただいております。

② ご回答

ジェットロからのご連絡

担当アドバイザーが
電話もしくはメールで
回答いたします。



ご相談には受付順に対応します。

面談ご希望の場合も、電話にて日程調整します。希望日の5営業日前までを目安にお申し込みください。

●お願い:

第三者への提供・開示を前提とすることご相談は、ご質問の趣旨・内容が正確に把握できず、誤った情報提供に繋がる恐れがあるため、当該ビジネスの当事者の方からお申し込み願います。なお、本サービスでは、調査の請負・代行は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

ご相談後に、ジェットロより状況確認およびフォローアップのお電話をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

新輸出大国コンソーシアム

海外展開にご関心がある中堅・中小企業

お問い合わせ・ご相談 ↓ ↑ 最適な支援の紹介

新輸出大国コンシェルジュ
(企業の担当窓口)

コンソーシアム参加支援機関

経済産業局 政府系機関	地方自治体 地域支援機関
商工会議所・商工会	地方銀行
信用金庫	中小機構
JICA	日本貿易保険
NEDO	ジェトロ

個別支援専門家

- ① 海外展開フェーズに即した専門家
- ② 重点産業を支援する専門家
- ③ 個別課題に対応する専門家



▼ 個別支援専門家の詳細ご説明

① 海外展開フェーズに即した専門家

海外展開戦略策定段階(審査なし)から、事業計画策定、実行段階(審査あり)まで、フェーズ別に、各国・地域事情、実務に精通した専門家が支援します(全産業対象)。



パートナー



海外展開戦略策定支援

② 重点産業を支援する専門家

輸出・進出の重点3分野について、各産業に精通した専門家(エキスパート)が企業訪問を通じ、展示会出展、商談、契約などについて各分野の専門的な視点から個別に支援します(利用無料・審査なし)。



農林水産・食品分野



ものづくり分野(機械・環境)



ものづくり分野(生活関連)



サービス産業分野



ヘルスケア産業分野



クールジャパン・コンテンツ分野

③ 個別課題に対応する専門家

海外展開における実務で欠かせない各テーマについて、専門知識を有する専門家等が支援します(利用無料・審査なし)。



英文貿易実務指導



基準・認証



電子商取引



高度外国人材の活用



国際取引法務
(弁護士による支援)



税務・会計
(税理士・公認会計士による支援)



安全対策

利用
無料

これまでの成功事例も多数紹介いたします。
まずはお気軽にご連絡ください。

ジェトロの
サポートホットライン

0120-95-3375 受付時間：平日
9:00~18:00
www.jetro.go.jp/consortium/



日EU・EPA、TPP11についてのお問い合わせ先

《ジェットロ》

◎東京本部 相談窓口

お客様サポート部 貿易投資相談課 TEL.03-3582-5651

◎大阪本部 相談窓口

ビジネス情報提供課 TEL.06-4705-8606

◎各貿易情報センター

事務所名	電話番号	事務所名	電話番号
北海道	TEL.011-261-7434	三重	TEL.059-228-2647
青森	TEL.017-734-2575	滋賀	TEL.0749-21-2450
盛岡	TEL.019-651-2359	京都	TEL.075-325-5703
仙台	TEL.022-223-7484	神戸	TEL.078-231-3081
秋田	TEL.018-865-8062	奈良	TEL.0742-23-7550
山形	TEL.023-622-8225	和歌山	TEL.073-425-7300
福島	TEL.024-947-9800	鳥取	TEL.0857-52-4335
関東	TEL.03-3582-4953	松江	TEL.0852-27-3121
茨城	TEL.029-300-2337	岡山	TEL.086-224-0853
栃木	TEL.028-670-2366	広島	TEL.082-535-2511
群馬	TEL.027-310-5205	山口	TEL.083-231-5022
千葉	TEL.043-271-4100	徳島	TEL.088-657-6130
横浜	TEL.045-222-3901	香川	TEL.087-851-9407
新潟	TEL.025-284-6991	愛媛	TEL.089-952-0015
山梨	TEL.055-220-2324	高知	TEL.088-823-1320
長野	TEL.026-227-6080	福岡	TEL.092-471-5635
諏訪	TEL.0266-52-3442	北九州	TEL.093-541-6577
富山	TEL.076-444-7901	佐賀	TEL.0952-28-9220
金沢	TEL.076-268-9601	長崎	TEL.095-823-7704
福井	TEL.0776-33-1661	熊本	TEL.096-354-4211
岐阜	TEL.058-271-4910	大分	TEL.097-513-1868
静岡	TEL.054-352-8643	宮崎	TEL.0985-61-4260
浜松	TEL.053-450-1021	鹿児島	TEL.099-226-9156
名古屋	TEL.052-589-6210	沖縄	TEL.098-859-7002

《経済産業省》

◎通商政策局 経済連携課 TEL.03-3501-1595



JETRO

Japan External Trade Organization

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル6F

海外調査部 海外調査計画課 TEL.03-3582-5544

<https://www.jetro.go.jp>